



愛 媛 県 報

発 行 愛 媛 県

令和 3 年 4 月 30 日 金曜日 第 202 号 外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

知事及び副知事の給料の減額に関する条例..... (人事課) 1

条 例

○愛媛県条例第41号

知事及び副知事の給料の減額に関する条例を次のように公布する。

令和 3 年 4 月 30 日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事及び副知事の給料の減額に関する条例

令和 3 年 5 月分の知事及び副知事の給料月額、知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第 6 号）第 2 条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額から、知事にあつてはその10分の10に相当する額を、副知事にあつてはその10分の 1 に相当する額を、それぞれ減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。